

たぶん かりかい きょうかん きず みらい
多文化理解と 共感で築く未来

けんみん す かながわ
～すべての県民が住みやすい神奈川～

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく あん
外国籍県民かながわ会議（第12期）最終報告（案）

2024（令和6）年11月

もくじ 目次

がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ だい き かながわ会議（第12期）	さいしゅうほうこく 最終報告	について	1
がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ かながわ会議	こんご の今後	によせて	3
1	ち じ 知事	ていげん への提言		
(1)	ていげんこうもくおよ 提言項目及び	ていげん しゅし 提言の趣旨		4
(2)	じょうほうぶかい 情報部会	ていげん の提言		
提言 1	ていげん かながわけん 神奈川県	ホームページの 外国籍県民	に対する	6
	じょうほうていきょう 情報提供	かんりかいぜん の管理改善		
提言 2	ていげん がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ かながわ会議	の委員以外 の外国人の	8
	いけん 意見	ていあん や提案	を幅広く 確認できる 制度	
提言 3	ていげん しょうがくせい 小学生、	ちゅうがくせいむ 中学生向け	の日本語の オンライン教室	9
(3)	じ せ だい 次世代・	きょういくぶかい 教育部会	の提言	
提言 4	ていげん かながわけん 神奈川県	りつこうとうがっこう 立高等学校	における 国際理解 クラブ活動	10
	そくしん 促進	する モデル事業		
(4)	しゃかいふくしぶかい 社会福祉部会	ていげん の提言		
提言 5	ていげん がいこくじん 外国人	ほごしゃ 保護者と	子どものための 教育支援、 発達障害 の子ども	12
	たい に対する	しえん 支援の課題 解決と	ほごしゃ 保護者への 情報提供 の拡充	
提言 6	ていげん がいこくじん 外国人	こうれいか の高齢化	に向き合う 支援～「 外国人高 齢者支援	15
	HUB ステーション	（仮）」 の設置と	「集いの場」 作り～	
提言 7	ていげん つうやく 通訳ボラン ティアのた めの支援～ ボランティ アが	しえん の	保護され、 力を伸ば すことが できる施 策の必要 性～	18
2	かいぎかいさいじょうきょう 会議開催状 況			20
3	さんこうしりょう 参考資料			
	けんないがいこくじんすう 県内外国人 数の推移	すい の		22
	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎせつちようこう かながわ会議 設置要綱		26
	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎうんえいようりょう かながわ会議 運営要領		30
	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎほうちようようりょう かながわ会議 傍聴要領		32
4	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ だい き かながわ会議（第12期）	委員名簿	34

ねん がつ にち
2024年11月X日

かながわけん ち じ くろいわ ゆうじ さま
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちょう りゅう ちょんしる
委員長 柳 晴実

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第12期）最終報告について

2020年の初めごろから、コロナ禍のため様々なところで多大な影響が出てきました。世の中のあらゆるところに人類が想像もしなかったような変化が起き、新しい働き方（New ways of working）が誕生しました。通常であればあり得ない「無観客」で行われるイベントもありました。オリンピックのようなグローバルイベントがその象徴とも言えるでしょう。

11月まで
今期の外国籍県民かながわ会議は、10の国と地域の出身者15名の委員で構成され、2020年10月に活動をスタートしましたが、当初からリモートで開催されることになりました。我々委員が直接対面で話し合ったりお互いについてよく理解できる機会が少ない中で、カメラ越しで自分たちのやりたいこと、意見などを伝え協議してきました。初めて対面で皆さんにお会いできたのも、終盤になってここ最近のことです。

に差替え
コロナの影響は日本国内の在留外国人数にも表れています。2021年12月末時点で、日本全国の在留外国人数は2,760,635人、2020年に比べ126,481人も減少しています。同様の傾向は神奈川県在住の外国籍県民にも表れています。2022年1月時点の神奈川県の住民基本台帳上の外国人数は、222,018人と前年調査226,766人から4,748人も減少しています。但し、近いうちにコロナも収束し、再度、外国籍県民が増加に転じることが見込まれます。その備えとしても、この会議でしっかりとした提言を作り続け、外国籍県民と日本人の双方にとってよりよい環境を作りたいと考えています。

神奈川県に在住する外国籍県民は、国籍やアイデンティティ、日本にきた理由など、人によって様々です。いわゆるオールドカマーとして日本に移り住んだ人々やその子孫（特別永住者）、永住者、企業で働く高度専門職、技能実習生や留学生など、様々な在留資格を持ち、生活しています。

このような状況の中で、日本全体では外国籍住民と地域住民との交流や相互理解が進み、共に生きる存在として多様性を認め、多文化共生を目指す考え方や取組が増えてきています。しかしまだまだ課題は多く、これからも当事者が日本社会の参画に関わっていくことは、多文化共生社会の構築に向けて必要不可欠なことを考えます。多様な立場の人々が日本社会の将来を考え、多様な意見を基に多文化共生施策を推進していくことは、未来の日本社会をすべての人々がより豊かに、より暮らしやすく発展させることにつながると考えます。

11月までに差替

今回私たちは、情報部会と人権・教育部会の二つに分け、様々なことについて議論してきました。情報部会では、神奈川県が提供する情報がより多くの県民に効率よく伝わるよう最新の ICT ツールの活用や、県内の様々な行政機関と外国籍県民の間の交流がより深まるような提案も考えました。また、人権・教育部会では、外国籍県民へのサポートを通じて神奈川県のグローバル化にもつながる提案もいくつか具体的に考えました。外国籍県民を取り巻く環境の変化を踏まえた、今までとは違う視点での提言もあります。今回ここに、その協議結果を知事への報告として提出いたします。

この提言を読んだ行政職員一人ひとりが、同じ地域で生活する外国籍県民の声に耳を傾け、当事者と共に問題解決に向けて歩みを進めてくれることを期待します。

最後に、外国籍県民かながわ会議を設置し、この2年間で多大なサポートをいただいた懇話会委員の方々、貴重なご意見をくださったオープン会議参加者の皆様及び事務局を務めていただいた神奈川県国際課に感謝します。

がいこくせきけんみん かいぎ こんご
外国籍県民かながわ会議の今後によせて

がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみん けんせいさん かおよ ちいさしやかい
外国籍県民かながわ会議は、外国籍県民の県政参加及び地域社会づくりへの
さんかくそくしん みずか かん しょもんだい けんとう ば かくほ もくてき せっち こんかい
参画促進や、自らに関する諸問題を検討する場の確保を目的に設置され、今回
だい き むか
で第11期を迎えました。

こんき ひとり さんちよう しゃかい い かながわ
今期は、「一人ひとりが尊重される社会へ！～みんなで生きる神奈川～」をテ
ーマに、オンラインを ちゅうしん いいんかんきようぎ すす
中心に委員間協議を進めてきました。これまで措置につ
ながり、いつてい せい か にほんごきょういく じょうほうていきょう ぶんや
なり、一定の成果があった「日本語教育」と「情報提供」分野において、
げんご かべ げんいん がいこくせきけんみん じょうほうじゃくしゃ じょうほうなんみん じだい
言語の壁が原因で、外国籍県民が情報弱者や情報難民にならないよう時代に
そく ないよう ていげん
即した内容を提言しました。

11月まで

また、国籍や親のルーツを問わず、神奈川をふるさとのように思って生きるゆ
えに必要な「地方参政権」、「子どもの権利」や高齢者の「介護問題」にも踏み込
み、ざろん ていげんしよ かながわ はってん だこ
んで議論し、提言書にまとめました。さらに、ダイバーシティ神奈川の発展に少
しでも貢献すべく、外国籍県民の「起業支援」に関しても提言しました。

に差替え

いっほう いいしん ちしき ふか じょうせ けんみん かん
一方で委員自身が知識を深めることの重要性。また、外国籍県民に関する
しょもんだい おうろう にほんしん もんだい いづち
諸問題は往々にして、日本社会全体の問題とも一致することに気づきました。
いられい じんけんぶもん と あ しょもんだい にほんこみん がいこくせきけんみん かか
一例として、人権部門で取り上げた諸問題は日本国民、外国籍県民に関わらず
ひとり にんげん い さいていげん けんり ほしろう い
一人の人間として生きるための最低限の権利であり、保証されることで生きや
すい しゃかい じょうせい かんが
すい社会の醸成につながると考えます。

がいこくせきけんみん かん ひろ しや しゃかいぜんたい もんだいかいけつ
外国籍県民に関するものにとどまらず、より広い視野で社会全体の問題解決
につなげる いていげん おこな ば がいこくせきけんみん かいぎ こんご あたら
提言を行う場として、外国籍県民かながわ会議は今後、新しい
きよくめん むか ぞん いっそうじゅうじつ ねが
局面を迎えることと存じ、より一層充実したものになることを願っています。

がいこくせきけんみん かいぎ だい き いいんいちどう
外国籍県民かながわ会議（第12期） 委員一同

1 知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨

提言 1 神奈川県ホームページの外国籍県民に対する情報提供の管理改善

- ・ 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。
- ・ イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれている情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- ・ 既存の多言語情報リンク集を活用する。
- ・ 希少言語などの対応が難しい場合、外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

提言 2 外国籍県民かながわ会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く確認できる制度

- ・ 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

提言 3 小学生、中学生向けの日本語のオンライン教室

- ・ 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。

提言 4 神奈川県立高等学校における国際理解クラブ活動を促進するモデル事業

- ・ グローバル社会を深く理解し一緒に「ともに生きる社会をつくる」人材育成のため、神奈川県立高等学校の生徒を対象とした国際理解クラブ活動を促進するモデル事業を実施する。

提言5 外国人保護者と子どものための教育支援、発達障害の子どもに対する

支援の課題解決と保護者への情報提供の拡充

- ・ 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開してほしい。
- ・ 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催してほしい。

提言6 外国人の高齢化に向き合う支援

～「外国人高齢者支援HUBステーション（仮）」の設置と「集いの場」作り～

- ・ 外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、多言語で相談できるHUBステーションを設置してほしい。
- ・ HUBステーションに、外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置いてほしい。
- ・ 同じ外国人という立場の高齢者が集う場を作ることによって、外国人高齢者が孤立せず、必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障してほしい。

提言7 通訳ボランティアのための支援

～ボランティアが保護され、力を伸ばすことができる施策の必要性～

- ・ 通訳ボランティア団体が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- ・ 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に人工知能Chat GPTなどのAIを設置し、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- ・ 日本語支援や母語話者支援を続けるため、その人材に適切な報酬を支払う。

(2) 情報部会の提言

提言1 神奈川県ホームページの外国籍県民に対する情報提供の管理改善

- 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。
- イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれている情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- 既存の多言語情報リンク集を活用する。
- 希少言語などの対応が難しい場合、外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

[具体的な内容]

- 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。（上記の代わりに、多言語を意味するマークとしてウェブ上で広く使われている地球マークでも可）
- 外国籍県民向けに、イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれた情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- 既存の多言語情報リンク集を活用する（制度やサービスの変更時などに定期的な更新が必要）。
- 希少言語などの対応が難しい場合、神奈川県に在住する外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

[提言理由]

- 県側に理解してほしい大事なことは、神奈川県HPの現況では外国籍県民にとって必要な情報が見つからないということです。一方で横浜市HPではランディングページ（LP）で日本語を読めない人向けの分かりやすいリンク（Language）があり、そのリンク先では多言語リンク集が提供されています。そのリンク集の中から自分に合う言語を選択すると、ライフシーン別のリンク集があるページが表示されます。

さんこう
＜参考＞



よこはまし じょうぶ
横浜市の LP の上部には、「Language」と書かれているリンクがあります。



よこはまし さき
横浜市の LP にある「Language」のリンク先です。

- DX戦略を考慮すると LP がお店の窓のように綺麗に管理されていると、見ている人がお店に入ろうとする気持ちになる役割があります。
- 神奈川県が多文化共生を推進していく上では、外国籍県民が情報を簡単に効率的に見つけられるように提供することも重要なことではないかと考えております。
- 現況の神奈川県の HP の上部には「Translate」という日本語が読めない人向けのリンクがあります。HP には Google の自動翻訳サービスによる翻訳がされており理解しにくいところが数々あります。さらに、どんな情報がどこにあるか分かりにくく、必要な情報が探しにくいです。

【備考】

- ・ 日本語が読めない人として、以下の双方の LP の使いやすさを比べてみてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

- ・ 以下のような役に立つページはかなり見つけ難いです。このページを含めて外国籍県民に対する HP 上の情報提供を管理改善してほしい。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1305/saponavi-kanagawa/>

<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/1/1/10/index.html>

提言 2 外国籍県民かながわ会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く

確認できる制度

- ・ 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

【具体的な内容】

- ・ 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

【提言理由】

- ・ 現在、外国籍県民かながわ会議の委員になることにより直接意見を県政に提言できるが、委員のみの意見だけではなく神奈川県外国人の意見を幅広く確認できる制度を作り、外国籍県民かながわ会議の委員が内容を検討してよい意見は県政に提言できるように進めていくことで、幅広い外国人の意見を反映してよりよい生活ができるように目指していく。
- ・ 意見や提案を幅広く確認する方法としては、神奈川県ホームページで誰もが検索しやすい場所や日本語だけではなく多言語でも投稿できるようにした方が幅広く意見や提案を確認できると思う。
- ・ また、ホームページだけではなく神奈川県で運営している関連の施設であるあーすぶらざ、かながわ国際ファンクラブ、各相談窓口、電話等でも意見や提案を投稿ができ、意見や提案を募集していることを広めていく。

提言3 小学生、中学生向けの日本語のオンライン教室

- 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。

[具体的な内容]

- 現在の日本語教室は、大人向けの日本語教室が多いため、日本に住んでいる子どもたち向けをメインに進めたいと考えております。
- 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。
- 日本の学校に通う子どもの多くは、学校で開かれる国際教室に参加しており、その中には自宅に帰っても学びたい子どもたちがいるため、オンライン教室でも、国際教室と同じ教わり方で学べれば、ベストです。
- 教わる内容に関しては、日本語をメインにします。
- また、教える先生も、研修を受けて専門的な知識がある方を勧めます。そこで、教育分野で来ている留学生の方々にも、就職先が増やせるチャンスとも思っております。

[提言理由]

- 学校で開かれる国際教室は、普通の授業だと追いつけない子どもたちのために、別の教室で、その子のペースで授業ができることです。
- オンライン教室では、国際教室と並行した教え方がベストだと考えており、学校で教わるのがメインなので、子どもたちが混乱しないことが大切です。
- 日本語をメインに教わることに限らず、やはり日本語をマスターした方が、子どもたちの教育面もそうですが、学校生活の面でも、問題なく過ごすことができ、自分で解決できることも増え、自分が学べる能力を身につけることも大切だと思います。
- また、小学生、中学生向けをメインにしているのは、そこで日本語の勉強、授業で学ぶ勉強方法のベースが作れると思い、また、大人の人の付き添いで直接教室に行けない子もたくさんいるからです。

- ・ オンラインにすることで、最初の授業に慣れるまでが現在の問題点だと思
います。Wi-Fi に関しては、現在もコロナ時期同様、市からもしくは、学校か
ら直接ポケット Wi-Fi を借りることが可能なので問題ありませんが、オンラ
イン教室は先生と繋がるまでの時間が最初は難しく、大人の力も必要で、
慣れるまでは先生方のサポートも必要になってしまいます。
- ・ オンライン教室が開かれる時間帯も、中学校に入ると部活の時間もあるた
め、小学生ができる時間帯と中学生ができる時間帯も異なり、より多くの子
が受けやすい時間帯を考 える必要があると思います。
- ・ 先生側も日本の教え方で 行 うことが大切なので、研 修 などを受けて専門的
な知識を持たせることで、どういう方でも教える側に立つことができるチャ
ンスを作れると思います。

(3) 次世代・教 育 部会の提言

提言 4 神奈川県立高等学校における国際理解クラブ活動を促進するモデル事業

- ・ グローバル社会を深く理解し一緒に「ともに生きる社会をつくる」人材育成
のため、神奈川県立高等学校の生徒を対象とした国際理解クラブ活動を促進
するモデル事業を実施する。

[具体的な内容]

〔場 所〕 神奈川県立高等学校など

〔対 象〕 高校生（国籍を問わず、どなたでも参加できる）

〔内 容〕

- ・ 学校現場における多様な立場を尊重しながら、相互理解の重要性を伝え
るため、国際理解クラブ活動を促進するモデル事業を企画する。国際理解、
多文化共生、日本語教育、母語（継承語）・母文化教育など、外国人コミ
ュニティや外国籍県民などが活躍できる場づくりにもつながる。
- ・ 生徒たちが自分の存在を示し、自分のルーツにつながる国を紹介する
企画を通して、日本人生徒と外国にルーツを持つ生徒が互いに交流するこ
とを促進する。また、既存の支援団体やあーすフェスタかながわなどの活動
と連携した企画を検討してほしい。

- この事業は、3つの段階に分けて進める。短期的として、教育委員会、神奈川県内の外国につながる生徒が多い(見込みを含む)高等学校に打診し、国際理解クラブのあり方について検討する。中期的として、国際理解クラブを実際に運営し、モデル事業として実績を出す。長期的として、神奈川県内における高等学校に情報共有し、ノウハウを広げる。

【提言理由】

- 多文化社会を迎え、学校教育現場でも、たくさんの外国につながる生徒が学校に通っている状況の中で、国際理解教育の重要性が高まっている。
- 外国籍県民など、特に若年層におけるポテンシャルを発見するため、地域社会で活躍できる場を必要とする。
- 高校生を対象とする理由は、小学校・中学校段階で国際理解に関連する教育(例:国際教室)が既に存在するため、高校でも一貫した国際理解の教育環境を整える必要があるためである。
- 学校現場を活動の場所とする理由は、学校を通じて多様な立場の人々とながり、社会に広く発信できると考えられるからである。
- 既存の支援団体や活動と連携する理由は、学校が受け入れやすく、事業の効果が広がると考えられるためである。

【備考】

- ①神奈川県立高等学校

<https://www.pref.kanagawa.jp/kyouiku/ken-koukou.html>

- ②あーすフェスタかながわ

<https://www.earthplaza.jp/earthfesta/>

- ③認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)

<https://me-net.or.jp/>

- ④横浜市における日本語指導が必要な児童生徒への支援について

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/08/23/1420501_005.pdf

(4) 社会福祉部会の提言

提言5 外国人保護者と子どものための教育支援、発達障害の子どもに対す

る支援の課題解決と保護者への情報提供の拡充

- ・ 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開してほしい。
- ・ 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催してほしい。

[具体的な内容]

- ① 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開してほしい。
その中で、
[1] 外国人の児童・生徒（日本国籍の児童・生徒も含む）が持つ母語や日本語の習熟度、文化的背景などを考慮した「知能検査」の実施や、相談対応が重要であることを明確化してほしい。
[2] 特別支援学級に通うことになった根拠や進級状況について、保護者が理解できるように説明・報告し、支援者・関係者にも状況を共有することの重要性を明確化してほしい。
- ② 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催してほしい。

[提言理由]

- ・ 様々な理由で来日し日本に定住する外国人の日本語支援や生活サポートが整えられてきているが、未だ問題の核心に達していない支援の実態を調査し、定住外国人と長く共生していくためのプロセスを設計していくことは、神奈川県の多文化共生社会実現のためにとっても大切なことと考える。

① 特に近年、学校現場において特別支援学級に通っている外国人の子どもたちも多く、そこには日本語の理解が不十分な外国人児童・生徒が含まれている実態がある。

また、外国人保護者の中には、発達障害について知らなかったり、子どもへのかかわり方がわからない保護者も多い。子どもの状況を正確に判断し、その子に必要な教育環境を整えることがとても重要であり、そのためには保護者が子どもの状況を理解し受け入れることが大切である。

子どもが特別支援学級に通うことを保護者に説明する際に、専門家の意見書を提出することを義務付けることなども含め、神奈川県が学校現場の実態や支援の状況を調査し、現状と課題を明確にしてほしい。

学校は閉鎖的で今日、何かにつけ「個人情報保護」の言葉に隠れて横のつながりを薄くし、支援者同士も関係性を持たない傾向が強くなってきているが、学校や保護者、支援者が、子どもの状況を共有しながらいろいろな角度から関わっていくことが重要であると考え。学校や支援者らが横のつながりを持つことで日本語支援の充実につながり、支援を必要とする本人の状況が見えやすくなる点を活かすこと、保護者の理解を深め、母語（継承語）の支援を充実し、家庭内言語を確立させることで、子どもの状況をより正確に判断できるようになると考える。

② 神奈川県では「神奈川県発達障害支援センター」を置き、発達障害のある方に対し総合的な支援を行っている。ホームページや資料作成、相談窓口の設置などが行われているが、外国人の保護者にはその情報が届きにくく、届いたとしても日本語で書かれている場合は、その内容を理解しにくい。

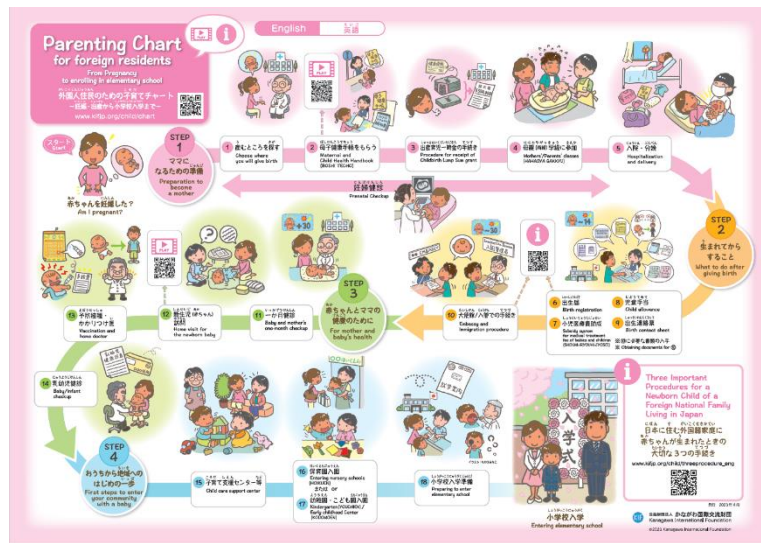
①で触れたとおり、発達障害の児童・生徒にとってよりよい学びの環境を整えるためにも、保護者が「発達障害について」や学校での対応、相談窓口など、関連する情報を得ることは最初の一步であるといえる。

すでにある関係機関や資料、ホームページなどの多言語化と、外国人への積極的な周知を求める。

びこう
【備考】

- ①<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a4b/cnt/f984/p1213511.html>
- ②<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/20036/r6manager.pdf>
- ③<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/shienkyouiku.html>
- ④<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/20035/syuseihatatugaido.pdf>

しりょう
＜資料イメージ＞



がいこくじんじゅうみん こそだ にんしん しゅっさん しょうがっこうにゆうがく
「外国人住民のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～」
こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん ねん がつはっこう
(公益財団法人かながわ国際交流財団 2023年5月発行)



こ りかい
「イスラームの子どもたちを理解するために」
こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん ねん がつがいてい
(公益財団法人かながわ国際交流財団 2022年11月改訂)

ていげん がいこくじん こうれいか む あ しえん
提言6 外国人の高齢化に向き合う支援

がいこくじんこうれいしやしえん かり せっち つど ば づく
～「外国人高齢者支援HUBステーション（仮）」の設置と「集いの場」作り～

- がいこくじんこうれいしやしえん かぞく ろうご せいかつ ふくし
外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、
たげんご そうだん せっち
多言語で相談できる HUB ステーションを設置してほしい。
- HUB ステーションに、がいこくじんこうれいしやしえん かぞく そうだん たいおう
外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる
がいこくじんこうれいしやしえん かり お
「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置いてほしい。
- おな がいこくじん たちば こうれいしやしえん つど ば つく がいこくじんこうれいしやしえん こりつ
同じ外国人という立場の高齢者が集う場を作ること、外国人高齢者が孤立
せず、ひつよう とき ひつよう で あ きかい ほしょう
必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障してほしい。

ぐたいてき ないよう
[具体的な内容]

がいこくじんこうれいしやしえん かり せっち
① 「外国人高齢者支援HUBステーション（仮）」の設置

- [1] がいこくじんこうれいしやしえん かぞく ろうご せいかつ ふくし
外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、
たげんご そうだん せっち
多言語で相談できる HUB ステーションを設置してほしい。そこに連絡す
れば、ふくし じょうほう ちいきほうかつしえん じょうほう たげんごたいおう
福祉サービスの情報や地域包括支援センターの情報、多言語対応
かのう しせつ ちいき こうりゅうかい こうれいしやしえん ひつようふかけつ じょうほう
が可能な施設、地域の交流会など、高齢者にとって必要不可欠な情報が
そこに集まっていて、あつ そうだんしやしえん たげんご じょうほう え
相談者がいつでも多言語で情報を得られるように
してほしい。

がいこくじんこうれいしやしえん かり せっち
[2] 外国人高齢者支援コーディネーター（仮）の設置

- ①のステーションに、がいこくじんこうれいしやしえん かぞく そうだん たいおう
外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる
がいこくじんこうれいしやしえん かり お かながわ
「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置いてほしい。また、神奈川
けんない ふくしかんれんしせつ そうだん がいこくじんかいごろうどうしやしえん そうだん ば
県内の福祉関連施設からの相談や、外国人介護労働者が相談できる場とし
てもかつよう げんば しょくいん たいあわ たいおう けんしゅう じっし
活用し、現場の職員からの問合せ対応や研修も実施してほしい。

がいこくじんこうれいしやしえん つど ば
② 外国人高齢者の集いの場づくり

ちえん しゃえん けつえん うす げんだい こくせき と こうれいしやしえん ひつよう
地縁・社縁・血縁が薄れてきた現代、国籍を問わず高齢者の支援は必要で
ある。このような社会情勢の中、がいこくじんこうれいしやしえん ことば かべ も
外国人高齢者は言葉の壁を持っており、
その弊害はへいがい ほんにん どりよく かいけつ お ばあい おお
本人の努力でも解決に追いつかない場合が多い。そこで同じ
がいこくじん たちば こうれいしやしえん つど ば つく がいこくじんこうれいしやしえん こりつ
外国人という立場の高齢者が集う場を作ること、外国人高齢者が孤立せ
ず、ひつよう とき ひつよう で あ きかい ほしょう
必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障してほしい。

ていげんりゆう
[提言理由]

- ① 日本は高齢化社会になり、日本で暮らす外国人高齢者も増加している。
日本国内に居住する外国籍の高齢者は2022年末で約20万人、10年前の1.5
倍になっている。日本の高齢者の180人に一人は外国籍であり、日本国籍を
持つ外国つながりの高齢者を合わせればその数はより増える。

このように外国人の高齢化は現実問題として目の前にあり、外国人の老後
問題が日本人の高齢化問題のように社会問題として認識されていないこと
から、外国人の高齢化に目を向け、介護難民を作らない施策が必要である。
人生の最後を日本で安心して迎えることをイメージできるよう、医療や社会
保障、福祉サービス等について知らせ、利用できるようになる必要がある。

- [1] そのために、例えば介護が必要になったとき、それに関する情報が母語
でスムーズに手に入り、サービス申請時の通訳同行など支援を受けられる
ことが大切であるため、外国人高齢者支援に関する総合的な相談窓口とし
て「外国人高齢者支援HUB ステーション（仮）」の設置を求める。

- [2] [1]のステーションを拠点に、外国人高齢者やその家族の相談に対応す
るとともに、外国人高齢者を受け入れる施設や現場に対するサポートがで
きる存在として、「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置いてほ
しい。神奈川県内の高齢者福祉に詳しいコーディネーターがいることで、
外国人高齢者受け入れのノウハウや多言語対応が可能な施設の情報など、
現場にとって必要な情報を提供するとともに、現場に必要な人材の育成
も推進していけるようにしてほしい。

- ② 在住外国人の高齢化は待たなしの状態で進んでいる。長年日本で働
きながらも、不安定な雇用で社会保障の加入もなく、少ない年金では生活で
きない中で、高齢になっても仕事に追われている人、家族と一緒に暮らして
いる人もいれば、単身で生活している人もおり、すべての外国人高齢者が
健康を維持しながら、母語で自身の老後について考え、語り、行動するた
めの時間や機会が必要だと考える。健康管理や介護予防、福祉サービスへ
のアクセス等、情報提供の場でもあり、同じ外国人同士が出会い支えあえ
る居場所が必要である。

げんざい ちいき だんたい きょうかい
現在、地域のケアプラザやNPO団体、コミュニティや教会、モスクなど、
じしゅてき いばしょづく じっし ちいき かず すく かつどう
自主的な居場所作りが実施されている地域もあるが、まだ数は少なく、活動
けいぞく ざいせいてき かだい じんざいぶそく かだい
の継続のためには財政的な課題や人材不足という課題もある。

【備考】

- がいこくじんこうれいしゃ たす よ そ がいこくじんこうれいしゃ かん ちょうさ ほうこくしょ
外国人高齢者の「助けて」に寄り添う～「外国人高齢者に関する調査」報告書～
https://www.murc.jp/library/report/seiken_240322/

- あいちけん とりくみ
愛知県の取組

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/gaikokujinkoureisya-chousa.html>

あいちけん ぜんこく はじ がいこくじんこうれいしゃ かん じつたいちょうさ ほうこくしょ
愛知県では全国で初めて外国人高齢者に関する実態調査をし、その報告書の
なか こんご かだい ぎょうせいとう ようぼう い か てん あ
中で今後の課題・行政等への要望として以下の点を挙げている。

- ・ しょるい たげんごか いらい おう つうやく はけん こうちく ひつよう
書類の多言語化や、依頼に応じて通訳を派遣できるシステムの構築が必要
- ・ ぶんや こと さまざま しゅたい れんけい がいこくじん たい かいご
分野の異なる様々な主体が連携して、外国人に対する介護ネットワークを
けいせい かいけつ し く ひつよう
形成して解決ができるような仕組みが必要
- ・ ぼご しょうせい ざいじゅうがいこくじん しかく と
母語ができるケアマネジャーの養成や、在住外国人が資格を取りやすい
しく ひつよう
仕組みが必要
- ・ がいこくじんこうれいしゃ しゅうい えんりよ ぼご ぼこくぶんか なか ひび せいかつ
外国人高齢者が周囲に遠慮することなく、母語や母国文化の中で日々の生活
おく いばしょ ひつよう
を送ることができる居場所づくりが必要

- がいこくじんこうれいしゃ しえん かん じれいしゅう がいこくじんかいごじんざい かつやく ちゃくもく
外国人高齢者の支援に関する事例集～外国人介護人材の活躍に着目して～

https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r05_92_02jigyohokokusho.pdf

- ・ しゃかいふくしぶかい げんじょうはあく げんぼ し もくてき
社会福祉部会では、現状把握や現場のニーズを知ることがを目的として、
い か おこな
以下のヒアリングを行った。
- ① がいこくじんこうれいしゃもんだい くわ ふくしかんけいしや ねん がつ
外国人高齢者問題に詳しい福祉関係者＜2023年12月＞
- ② けん ふくしぶきよく ちいきふくしか こうれいふくしか ねん がつ
県の福祉部局（地域福祉課、高齢福祉課）＜2024年6月＞
- ③ たぶんかこうれいしゃかい ねん がつ
多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）＜2024年7月＞

提言 7 通訳ボランティアのための支援

～ボランティアが保護され、力を伸ばすことができる施策の必要性～

- 通訳ボランティア団体が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に人工知能Chat GPTなどのAIを設置し、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- 日本語支援や母語話者支援を続けるため、その人材に妥当な報酬を支払う。

[具体的な内容]

- 通訳ボランティア団体が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に人工知能Chat GPT (チャット GPT)などのAIを設置し、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- 日本語支援や母語話者支援を続けるために、その人材に妥当な報酬を支払う。そのことで専門性が高まり、責任や自覚が培われ、ウィンウィンの状況を作り、母語話者の成長につながる。
次世代が自分のアイデンティティを確立するための土台にもなるだろう。

[提言理由]

- 通訳者と依頼者が病院の待合室で過ごす時間、通訳時、通訳後に上手く意思疎通ができるように通訳ボランティアの心理カウンセリングが必要である。
医師や医療関係者との問題や衝突を未然に防ぐためには、通訳ボランティアの医療の専門知識だけでは足りないのが現状である。
- 現在の支援者はボランティア扱いで報酬は「謝礼」に留まり、1990年代に設定された料金、支援活動2時間で5000円、通訳一回で3000円が相場のようにだ。このことにより人材が育成できず、教育や支援に携わる人材が横流れしてしまうのが現状である。

- ・ 2時間の支援のために行き来の時間、交通費などの経費が払われておらず
 実際半日を費やして 5000円の報酬では神奈川県^{かながわけん}の最低賃金^{さいていちんぎん}にも達しない。
 通訳^{つうやく}に関しても同様^{どうよう}で、実際の通訳時間^{じっさい つうやくじかん}15分ないし 20分と言っても行き来の
 時間^{じかん}、待合せ^{まちあわ}の時間^{じかん}、せっかく母語話者^{ぼごわしゃ}に会えた依頼者^あは時間^{いらいしゃ}を過ぎても話
 をしたい場合が多い。「通訳のルール」などを用いても現実的に実効性^{じっこうせい}のない
 ルールである。20分の通訳の時間^{ぶん}だけを計算^{つうやく}して謝礼^{じかん}するのではとても割^{けいさん}に
 合わない。しかも希少言語^あとなると通訳者の必要性^{きしょうげんご}はより高まり、県の南^{つうやくしゃ}か
 ら北^{ひつようせい}へと移動^{たか}を余儀なくされる。報酬^{けん}の見直しが必要^{みなみ}である。

- ・ ボランティアの必要性^{ひつようせい}、ボランティアとして社会^{しゃかい}にかかわりを持つ意味^もな
 い、需要^{じゅうよう}と供給^{きょうきゅう}は社会^{しゃかい}の礎^{いしづえ}となる。ボランティア精神^{せいしん}がフェイドアウト
 しないように、ボランティア活動^{かつどう}が心的負担^{しんてきふたん}にならないように常^{つね}に見直しと
 制度^{せいど}の構築^{こうちく}が必要^{ひつよう}である。

2 かいぎかいさいじょうきよう 会議開催状況

かい 回	かいさい び 開催日	ぎだい 議題
1	ねん がつ にち にちよう 2023年 2 月 5 日 (日曜)	- ぜんきいいんちよう こうわ ・前期委員長の講話 - いいん じ こしようかい ・委員自己紹介 ・オリエンテーション - いいんちよう ふくいんちよう せんしゅつ ・委員長・副委員長の選出
2	ねん がつ にち どよう 2023年 4 月 15 日 (土曜)	・「かながわがいこくじんすまいサポートセンター」の せつりつけいい がいこくせきけんみん かいぎ ていげん 設立経緯(外国籍県民かながわ会議による提言の じつげんれいしようかい 実現例紹介) - ていげんこうそう はつびよう ・提言構想メモの発表 - べんきようかい ないようあん ・勉強会の内容案について
3	ねん がつ にち どよう 2023年 6 月 17 日 (土曜)	- ぶかい わ ・部会分けについて - ぶかいちよう せんしゅつ ・部会長の選出 - ていげんこうそう かんけい じょうほう きょうゆう ・提言構想メモに関係する情報の共有
4	ねん がつ にち にちよう 2023年 8 月 13 日 (日曜)	- ぶかいべつきようぎ こんわかい いけんちようしゅきぼうじこう ・部会別協議(懇話会への意見聴取希望事項、 べんきようかい ないようけんとうとう 勉強会の内容検討等) - ぜんたいかいぎ ぶかいべつきようぎ けつ かききょうゆう ・全体会議(部会別協議の結果共有、あーすフェ スタかながわとの連携方法、オープン会議の実施 ほうほうとう 方法等)
5	ねん がつ にち にちよう 2023年 10 月 29 日 (日曜)	ぜんたいかいぎ こんわかいいいん こうぎ こんわかいいいん ・全体会議(懇話会委員による講義、懇話会委員へ いけんちようしゅ の意見聴取)
6	ねん がつ にち にちよう 2023年 12 月 10 日 (日曜)	- ぶかいべつきようぎ ていげんそあん かん きょうぎ ・部会別協議(提言素案に関する協議) - ぜんたいかいぎ かいぎ じっしないう かん ・全体会議(オープン会議の実施内容に関する きょうぎ 協議)
7	ねん がつ にち にちよう 2024年 2 月 4 日 (日曜)	- ぜんたいかいぎ ていげんそあんおよ かいぎ はつびよう ・全体会議(提言素案及びオープン会議の発表 ないよう かん きょうぎ 内容に関する協議) - ぶかいべつきようぎ ぜんたいかいぎ いけん ふ たいおうとう ・部会別協議(全体会議の意見を踏まえた対応等に かん きょうぎ 関する協議) - ぜんたいかいぎ ぶかいべつきようぎけつ か きょうゆう ・全体会議(部会別協議結果の共有)

かい 回	かいさい び 開催日	ぎだい 議題
8	2024年 2 月 25 日 (日曜)	<オープン会議> ・提言素案に関する説明(情報部会、次世代・教育 部会、社会福祉部会) ・参加者からの質問、意見交換 ・まとめ
9	2024年 5 月 18 日 (土曜)	・全体会議(オープン会議参加者の意見の確認) ・部会別協議(オープン会議の意見を踏まえた対応 等に関する協議) ・全体会議(部会別協議結果の共有)
10	2024年 7 月 14 日 (日曜)	・部会別協議(提言案に関する協議、懇話会委員か らの意見聴取) ・全体会議(部会別協議結果の共有)
11	2024年 9 月 15 日 (日曜)	・部会別協議(提言案に関する協議) ・全体会議(最終報告書の構成と副題の協議、提言 項目の決定)
12	2024年 10 月 13 日 (日曜)	・全体会議(最終報告書案に関する協議)
13	2024年 11 月 3 日 (日曜)	・合同会議 ・部会別協議

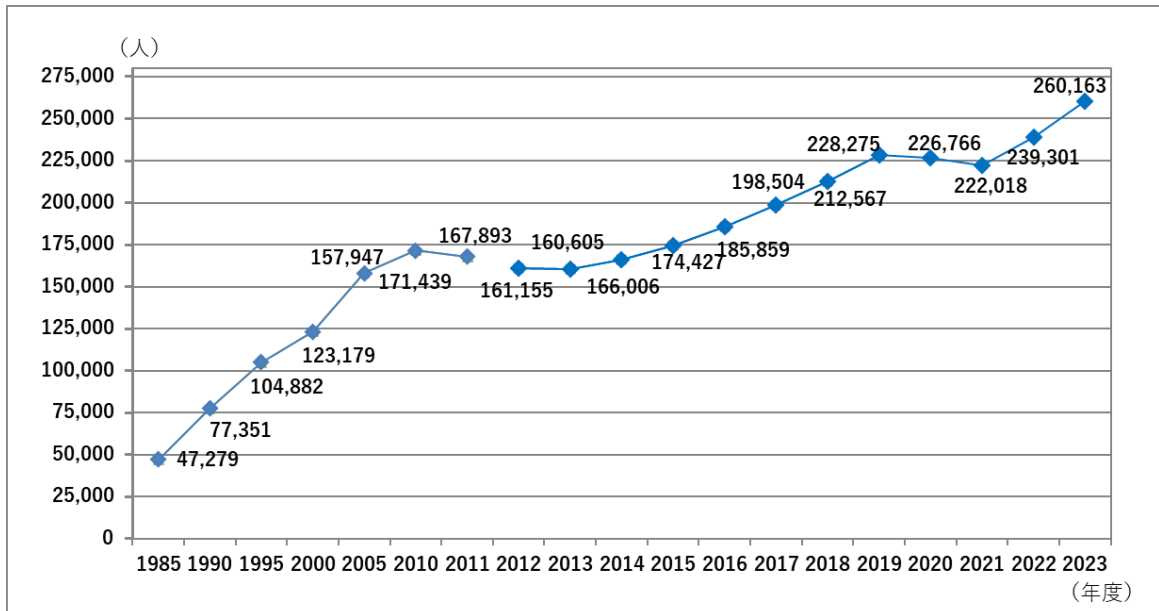
3 参考資料

・ 県内外国人数の推移 (2024年1月1日現在)

この調査結果は、2024年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

① 総数及び推移

- ・ 2024年1月1日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数：260,163人
- ・ 県民(9,225,091人)の約35人に1人が外国籍県民
- ・ 県民比率：2.82%



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

②国・地域別の状況

・県内外国人の国・地域数：179。

・中国が74,592人で全体の28.7%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールが続いている。

		2019年度 (2020. 1. 1)	2020年度 (2021. 1. 1)	2021年度 (2022. 1. 1)	2022年度 (2023. 1. 1)	2023年度 (2024. 1. 1)
1位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	中国 73,136 32.0	中国 71,386 31.5	中国 68,445 30.8	中国 70,390 29.4	中国 74,592 28.7
2位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	韓国 27,964 12.3	韓国 27,138 12.0	ベトナム 26,478 11.9	ベトナム 29,203 12.2	ベトナム 34,186 13.1
3位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ベトナム 24,269 10.6	ベトナム 26,191 11.5	韓国 26,225 11.8	韓国 26,733 11.2	韓国 26,770 10.3
4位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	フィリピン 23,076 10.1	フィリピン 22,825 10.1	フィリピン 22,960 10.3	フィリピン 24,358 10.2	フィリピン 25,574 9.8
5位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ブラジル 8,866 3.9	ブラジル 8,749 3.9	ブラジル 8,410 3.8	ネパール 9,564 4.0	ネパール 11,928 4.6

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2024(令和6年)年1月1日現在)

国・地域数179

	ぜんごけい 全合計	ちゆうごく 中国	へんとく インドネシア	かんこく 韓国	ふりびしん フィリピン	ねーる ネーデル	ぶらじる ブラジル	いんと インド	いんと インド	べいこく 米国	へる ベル	スラカ スラバヤ	たいわん 台湾	タイ	その他 166
県合計	260,163	74,592	34,186	26,770	25,574	11,928	8,803	8,215	7,312	6,329	6,174	5,917	5,719	4,654	33,990
横浜市	115,954	42,515	11,542	12,453	9,115	6,521	2,754	2,841	3,766	2,728	1,300	1,421	3,002	1,879	14,117
鶴見区	15,203	5,243	1,875	1,362	1,457	1,114	1,223	269	293	121	418	95	244	143	1,346
神奈川区	8,623	3,009	786	1,011	503	1,067	90	203	171	204	41	119	227	105	1,087
西区	5,473	2,090	344	617	207	688	35	70	121	180	26	65	173	79	778
中区	17,207	9,077	627	1,958	800	749	104	83	354	588	40	87	739	353	1,648
南区	12,535	6,457	823	1,353	1,168	536	60	137	170	116	47	151	317	255	945
港南区	3,405	1,169	436	509	364	117	36	87	45	84	24	16	81	69	368
保土ヶ谷区	6,113	2,186	592	647	491	531	67	146	175	103	25	118	134	104	794
旭区	3,980	1,002	630	386	348	209	38	321	69	74	28	77	78	96	624
磯子区	5,915	2,903	452	518	504	202	113	120	165	133	78	39	126	76	486
金沢区	3,573	744	635	342	358	148	141	117	61	105	279	21	68	75	479
海北区	7,991	1,960	874	1,149	774	422	203	180	150	308	44	142	282	115	1,388
緑区	5,016	1,058	365	348	434	139	138	249	1,393	68	45	64	65	98	552
青葉区	5,372	1,322	498	672	323	92	81	271	317	257	49	125	136	66	1,163
都筑区	4,185	696	522	519	434	59	139	129	184	121	23	101	127	56	1,075
戸塚区	4,863	1,841	612	542	347	266	129	196	49	124	59	61	81	66	490
栄区	1,584	483	241	205	156	37	24	24	25	64	6	21	54	31	213
泉区	2,585	768	695	152	184	31	81	94	15	40	28	64	34	55	344
瀬谷区	2,331	507	535	163	263	114	52	145	9	38	40	55	36	37	337
川崎市	50,794	16,514	5,702	7,188	5,293	2,277	861	1,233	1,578	1,305	488	424	1,285	746	5,900
川崎区	18,228	6,496	2,507	2,849	2,024	738	511	291	629	97	307	100	294	275	1,110
幸区	6,300	2,419	623	822	623	539	42	90	176	87	75	32	149	65	558
中原区	6,650	2,144	447	1,039	565	331	54	171	152	300	24	47	291	108	977
高津区	6,020	1,564	690	788	719	260	57	200	185	256	34	68	176	89	934
宮前区	4,716	1,164	518	624	580	86	65	212	103	237	21	54	149	93	810
多摩区	5,330	1,524	665	634	584	283	79	144	85	178	12	90	122	62	868
麻生区	3,550	1,203	252	432	198	40	53	125	248	150	15	33	104	54	643
相模原市	18,708	4,461	3,342	1,653	2,243	630	359	744	804	345	291	281	309	362	2,884
緑区	3,938	797	1,028	333	408	139	78	130	24	69	42	54	61	99	676
中央区	7,343	1,838	1,277	613	1,146	241	165	307	79	104	138	107	109	141	1,078
南区	7,427	1,826	1,037	707	689	250	116	307	701	172	111	120	139	122	1,130
横須賀市	6,830	796	813	705	1,764	327	229	350	37	504	241	52	138	122	752
平塚市	5,880	946	911	430	910	139	634	179	28	87	191	51	61	107	1,206
鎌倉市	1,807	307	93	293	99	33	36	62	12	219	10	13	65	52	513
藤沢市	8,034	1,446	1,009	783	484	141	571	660	81	241	461	671	120	137	1,229
小田原市	3,214	379	620	301	659	292	104	229	23	47	51	54	33	80	342
茅ヶ崎市	2,362	450	260	308	245	64	107	86	36	136	43	63	72	62	430
逗子市	603	56	24	109	55	16	0	7	5	100	4	0	19	10	198
三浦市	448	32	110	29	52	8	7	94	2	30	3	1	8	7	65
秦野市	4,428	823	736	245	282	257	466	167	141	33	346	28	52	69	783
厚木市	9,369	1,399	2,411	431	888	171	449	275	271	51	681	858	95	199	1,190
大和市	8,045	1,628	1,545	685	963	246	292	271	89	104	706	154	137	190	1,035
伊勢原市	3,229	510	1,083	139	330	69	249	207	75	20	73	46	37	48	343
海老名市	3,372	593	535	239	270	141	165	125	238	76	114	231	42	81	522
座間市	3,717	671	584	281	584	67	138	98	68	104	141	280	50	75	576
南足柄市	619	172	104	33	61	21	99	17	3	9	4	10	5	7	74
綾瀬市	4,688	283	1,296	145	213	21	613	143	18	45	206	833	25	162	685
茅山町	292	11	10	42	18	1	4	4	2	70	1	7	2	7	113
寒川町	1,200	68	363	52	123	21	111	92	4	7	39	118	12	32	158
大磯町	217	32	16	19	32	1	7	7	0	20	5	1	8	4	65
一宮町	271	34	20	15	28	27	22	28	3	8	8	0	4	7	67
中井町	401	21	100	5	204	0	21	4	0	1	27	0	0	2	16
大井町	179	53	41	11	18	9	6	13	0	2	1	0	3	4	18
松田町	157	16	50	7	29	10	7	17	1	3	2	0	1	2	12
山北町	130	25	45	10	15	3	2	1	0	3	1	4	0	5	16
開成町	181	39	48	14	17	5	24	9	0	3	3	0	2	1	16
箱根町	964	80	157	46	53	309	5	62	10	4	0	18	117	17	86
真鶴町	78	25	0	9	12	5	2	2	1	4	0	0	0	0	18
湯河原町	536	79	108	60	53	68	4	12	3	15	45	7	9	7	66
愛川町	3,392	126	484	30	455	28	454	165	13	4	688	276	5	171	493
清川村	64	2	24	0	7	0	1	11	0	1	0	15	1	0	2

神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人人数（2024（令和6年）1月1日現在）

ぜんぶづかい 全合計	260,163						
アジア	222,097	ヨーロッパ	8,892	ウクライナ	392	マリ	57
アフガニスタン	99	アルバニア	8	ウズベキスタン	393	モリタニア	2
アラブ首長国連邦	26	オーストリア	76	バチカン	0	モロッコ	84
ミャンマー	3,919	ベルギー	106	アルメニア	5	マラウイ	14
バーレーン	4	ブルガリア	40	アゼルバイジャン	19	モリシャス	12
ブータン	29	ベラルーシ	45	アンドラ	0	モザンビーク	18
バングラデシュ	1,980	クロアチア	24	ジョージア	10	トリニダード・トバゴ	16
ブルネイ	4	チエコ	39	スロベニア	10	ナイジェリア	525
カンボジア	2,574	デンマーク	61	スロバキア	24	ナミビア	2
スリランカ	5,917	エストニア	15	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	ルワンダ	14
中国	74,592	フィンランド	75	セルビア・モンテネグロ	1	セネガル	189
台湾	5,719	フランス	1,163	モンテネグロ	1	シエラレオネ	8
キプロス	5	ドイツ	1,228	セルビア	21	ソマリア	6
東ティモール	3	キリシヤ	37	コソボ共和国	2	スーダン	22
インド	7,312	ハンガリー	88	アフリカ	2,510	エスワティニ	1
インドネシア	8,215	アイスランド	4	アルジェリア	24	サトメ・ブリジベ	0
イラン	578	アイルランド	94	ブルンジ	1	セーシェル	1
イラク	12	イタリア	467	ボツワナ	8	タンザニア	142
イスラエル	40	キルギス	79	カメルーン	95	トーゴ	8
ヨルダン	12	カザフスタン	58	中央アフリカ	3	チュニジア	93
韓国	26,770	リヒテンシュタイン	0	チャド	0	ウガンダ	53
朝鮮	1,331	ルクセンブルク	5	コンゴ共和国	7	南アフリカ共和国	119
クウェート	1	ラトビア	10	コンゴ民主共和国	61	エジプト	146
ラオス	1,154	リトアニア	35	カーボベルデ	2	ブルキナファソ	13
レバノン	13	モナコ	0	コモロ	0	ザンビア	12
マレーシア	1,333	マルタ	1	ベナン	26	ジンバブエ	57
モンゴル	1,815	モルドバ	19	ジブチ	0	アンゴラ	8
オマーン	2	北マケドニア	3	エチオピア	41	南スーダン共和国	3
モルディブ	3	オランダ	155	赤道ギニア	0	北米	8,171
ネパール	11,928	ノルウェー	42	エリトリア	5	バルバドス	2
パキスタン	1,499	ポーランド	152	ガボン	1	パハマ	4
フィリピン	25,574	ホルトガル	74	ガーナ	418	ベリーズ	2
カタール	2	ルーマニア	241	ギニア	45	カナダ	998
サウジアラビア	76	ロシア	1,148	ガンベア	7	コスタリカ	29
シリア	46	サンマリノ	2	ギニアビサウ	0	キューバ	30
シンガポール	328	スペイン	336	コートジボワール	39	ドミニカ共和国	182
タイ	4,654	スウェーデン	186	ケニア	91	ドミニカ	2
トルコ	318	スイス	155	リベリア	1	エルサルバドル	19
ベトナム	34,186	トルクメニスタン	14	リビア	2	グアテマラ	24
イエメン	12	タジキスタン	12	レソト	3	ハイチ	5
パレスチナ	12	英国	1,713	マダガスカル	21	ホンジュラス	12
						ジャマイカ	139
							3

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

かながわけんぶんか かんこうきよくこくさい かしら
神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

がいこくせきけんみん かいぎせっちようこう
・ 外国籍県民かながわ会議設置要綱

せっちもくてき
(設置目的)

だい じょう がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん がいこくせきけんみん みずか かん しょもんだい
第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題
けんとう ぼ かくほ い ちいきしゃかい さんかく
を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を
すす もくてき がいこくせきけんみん かいぎ い か がいこくせきけんみん かいぎ
進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」
という。）を設置する。

しよしやう じ む
(所掌事務)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみん たちば つぎ かか じこう
第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項に
きやうぎ おこな ち じ ていげん おこな
ついて協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する
じこう きやうぎおよ ていげん たいしやう
事項は、協議及び提言の対象としない。
(1) がいこくせきけんみん かか しさく かん
外国籍県民に係る施策に関すること。
(2) がいこくせきけんみん してん い ちいき かん
外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
(3) た ぜんじやう もくてき たっせい ひつやう みと じこう
その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう
(構成等)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ つぎ しようけん がいとう もの なか せんにな
第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した
いいん にんい ない こうせい
委員20人以内で構成する。
(1) ねんれいまん さいいじやう もの
年齢満18歳以上である者。
(2) じゅうみんきほんだいちやうほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい じゅうみんきほん
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本
だいちやう きろく もの にほんこくせき ゆう
台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、
なんみん にほんこくせきしゆとくしや ふく
難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
(3) かながわけんない ひ つづ ねんいじやうじゅうしや ゆう ものまた かながわけんない
神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内
ひ つづ ねんいじやうきんむ も ざいがく もの
に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
(4) にんきちゆう かながわけんないざいじゅうまた ざいきん も ざいがく み こ もの
任期中の神奈川県内在住又は勤務若しくは在学が見込まれている者。
2 いいん にんき ねんていど ほけつ いいん にんき ぜんにんしや ざんにんきかん
委員の任期は2年程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 いいん き かぎ さいにん
委員は、1期に限り再任されることができる。
4 いいん こうぼ せんにな ほうほう べつ さだ
委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちやうおよ ふくいいいんちやう
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ いいんちやうおよ ふくいいいんちやう お いいん ごせん さだ
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定め
る。

- 2 ^{いいんちょう}委員長は、^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議を^{だいひょう}代表し、^{かいむ}会務を^{そうり}総理する。
- 3 ^{ふくいいいんちょう}副委員長は、^{いいんちょう}委員長を^{ほさ}補佐し、^{いいんちょう}委員長に^{じこ}事故があるとき、^{また}又は^{いいんちょう}委員長が^か欠けたときは、^{しよくむ}その職務を^{だいり}代理する。

^{うんえいとう}
(運営等)

- ^{だい}第5条 ^{じよう}外国籍県民会議は、^{いいんちょう}委員長が^{しょうしゅう}招集する。
- 2 ^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議は、^{いいん}委員の^{じしゆてき}自主的な^{うんえい}運営により、^{おこな}行われるものとする。
- 3 ^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議は、^{げんそく}原則として^{こうかい}公開とする。ただし、^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議の^{けつてい}決定により、^{かいぎ}会議の^{ぜんぶ}全部又は^{いちぶ}一部を^{ひこうかい}非公開とすることができる。
- 4 ^{いいんちょう}委員長は、^{ねんていど}2年程度の^{にんきちゅう}任期中の^{きょうぎ}協議を^ちまとめて、^ち知事に^{ほうこくおよ}報告及び^{ていげん}提言を^{おこな}行う。

^{いいん} ^{せきむ}
(委員の責務)

- ^{だい}第6条 ^{じよう}委員は、^{かながわけんない}神奈川県内に^{ざいじゅうまた}在住又は^{ざいきん}在勤若しくは^{ざいがく}在学するすべての^{がいこくせきけんみん}外国籍県民のために^{しよくむ}職務を^{すいこう}遂行する。
- 2 ^{いいん}委員は、^{とくてい}特定の^{くに}国や^{みんぞく}民族の^{りえき}利益を^{だいひょう}代表するものではない。
- 3 ^{いいん}委員は、^{しよくむじようし}職務上^え知り得た^{ひみつ}秘密を^も漏らしてはならない。その^{しよく}職を^{しりぞ}退いた後^{あと}も^{どうよう}同様とする。

^{すいしんたいせい}
(推進体制)

- ^{だい}第7条 ^{じよう}知事は、^ち第5条第4項の^{だい}規定による^{こう}報告及び^{きてい}提言を受けたときは、^{ほうこくおよ}これを^{ていげん}公表する。
- 2 ^ち知事及びその他の^{しつこうきかん}執行機関は、^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議の^{うんえい}運営に関し^{かん}協力するよう^{きょうりよく}努めるとともに、^{うつと}外国籍県民会議の^{ほうこくおよ}報告及び^{ていげん}提言を^{かぎ}できる限り^{そんちょう}尊重する。
- 3 ^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議は、その^{きょうぎ}協議のために^{ひつよう}必要と^{みと}認めるときは、^{かんけいしや}関係者に^{しりょう}資料の^{ていしゆつ}提出を^{もと}求め、又は^{また}関係者の^{かんけいしや}出席を^{しゆつせき}求め、その^{せつめい}説明若しくは^{いけん}意見を^き聴くことができる。^ち知事及びその他の^{しつこうきかん}執行機関は^{かのう}可能な限り、^{かぎ}外国籍県民会議の^{がいこくせきけんみんかいぎ}要請に^{ようせい}対応するものとする。
- 4 ^ち知事及びその他の^{しつこうきかん}執行機関は、^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議の^{うんえい}運営並びにその^{ほうこくおよ}報告及び^{ていげん}提言の^{しさくか}施策化について、^{しちようそん}市町村に^{きょうりよく}協力を^{もと}求め、その^{れんけい}連携に^{つと}努めるものとする。

^{しよむ}
(庶務)

- ^{だい}第8条 ^{じよう}外国籍県民会議の^{しよむ}庶務は、^{かながわけんぶんか}神奈川県文化スポーツ^{かんこうきよくこくさいか}観光局国際課にお

いて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に記録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に記録されている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則
この要綱は、平成^{へいせい}30^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則
この要綱は、令和^{れいわ}元年^{がんねん}12^{がつ}月23^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則
この要綱は、令和^{れいわ}5^{ねん}年1^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則
この要綱は、令和^{れいわ}6^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

がいこくせきけんみん か い ぎ う ん え い よ う り ょ う
・ 外国籍県民かながわ会議運営要領

し ゅ し
(趣旨)

だい じょう この要領は、がいこくせきけんみん か い ぎ せ つ ち ょ う こ う だ い じ ょ う きて い も と
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づ
き、がいこくせきけんみん か い ぎ い か が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ う ん え い
外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営につ
いて必要な事項を定める。

か い さ い と う
(開催等)

だい じょう が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ か い さ い か い す う ね ん か い て い ど
第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に7回程度とする。
2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

し ょ う げ ん ɡ o
(使用言語)

だい じょう が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ に ほ ん ɡ o も ち い い ん つ う や く ひ と り ど う こ う
第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行す
ることができる。

ぼ う ち ょ う
(傍聴)

だい じょう が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ ぼ う ち ょ う か ん じ こ う が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ
第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議
傍聴要領」において定める。

ぶ か い
(部会)

だい じょう が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ ぶ か い お
第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。
2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。
3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括
し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

こ く さ い せ い さ く す い し ん こ ん わ か い と う れ ん け い
(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

だい じょう が い こ く せ き け ん み ん う ん え い あ ひ つ よ う お う い っ ぱ ん け ん み ん お よ い い ん
第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員
以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努め
る。
2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進
懇話会等との協力・連携を図る。

か い に ん も う し で
(解任の申出)

だい じょう い い ん ち ょ う い い ん つ ぎ か く ɡ o が い と う ち じ い い ん
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員
の解任を申し出ることができる。

- (1) 自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

（補充の申出）

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「7回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

がいこくせきけんみん か い ぎ ぼう ち ょ う よ う り ょ う
・ 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

し ゅ し
(趣旨)

だい じ ょ う よ う り ょ う が い こ く せ き けん み ん か い ぎ い か が い こ く せ き けん み ん か い ぎ
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」とい
う。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼう ち ょ う せ き く ぶ ん
(傍聴席の区分)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う せ き い っ ぱ ん せ き お よ ほう だ う かん け い し や せ き わ
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼう ち ょ う に ん け っ て い と う
(傍聴人の決定等)

だい じ ょ う い っ ぱ ん て い い ん に ん い な い か い ぎ つ ど か い ぎ し つ し ゅ う よ う に ん ず う と う
第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会議室の収容人数等を
考 慮 し て 定 め る も の と す る 。

2 がい こ く せ き けん み ん か い ぎ じ む き ょ く ぼう ち ょ う き ぼう し や か い ぎ か い さい と う じ つ し ょ て い ば し ょ
外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、
じ かん し ゅ う ご う
時間に集合させるものとする。

3 ぜん ぐ う きて い し ゅ う ご う ぼう ち ょ う き ぼう し や す う て い い ん み ば あ い ぼう ち ょ う
前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴
き ぼう し や ぜん い ん ぼう ち ょ う に ん て い い ん こ ば あ い ち ゅ う せん ぼう ち ょ う に ん け っ て い
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定す
る。

ぼう ち ょ う せ き に ゅ う じ ょ う も の
(傍聴席に入場することができない者)

だい じ ょ う つ ぎ も の ぼう ち ょ う せ き に ゅ う じ ょ う
第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) け っ て い ぼう ち ょ う に ん い が い も の
決定した傍聴人以外の者

(2) し ん ぎ ぼう が い ま た た に ん め い わ く お よ あ き み と
審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認め
ら れ る 者

ぼう ち ょ う に ん ま も じ こ う
(傍聴人の守るべき事項)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う に ん か い ぎ ち つ じ ょ み だ ま た し ん ぎ ぼう が い こ う い
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をし
てはならない。

し ゃ し ん え い が と う さ つ え い お よ ろ く お ん と う き ん し
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う に ん か い じ ょ う し ゃ し ん え い が と う さ つ え い ま た
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は
ろ く お ん と う じ ぜ ん い い ん ち ょ う き ゃ か え ば あ い か ぎ
録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限
りではない。

ち つ じ ょ い じ
(秩序の維持)

だい じ ょ う い い ん ち ょ う か い ぎ え ん か つ う ん え い は か ぼう ち ょ う に ん ひ つ よ う し じ
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、

また ^{じむきよく} 事務局の ^{しよくいん} 職員に ^{しじ} 指示させることができる。

- 2 ^{いいんちょう} 委員長は、^{ぜんこう} 前項の ^{しじ} 指示をし、^{また} 又は事務局の ^{しよくいん} 職員に ^{しじ} 指示させたにもかかわら
^{ぼうちょうにん} ず、^{しじ} 傍聴人が ^{したが} 指示に ^{ぼうちょうにん} 従わないときは、^{たいじょう} 傍聴人を退場させることができる。

^{じっしさいもく}
(実施細目)

^{だい} 第 8 ^{じょう} 条 ^{ようりょう} この要領に ^{さだ} 定めのない ^{じこう} 事項は、^{いいんちょう} 委員長が ^{がいこくせきけんみんかいぎ} 外国籍県民会議に ^{はか} 諮って ^{さだ} 定める。

^ふ 附 ^{そく} 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい} 平成18年 ^{ねん} 12月 ^{がつ} 23日 ^{にち} から ^{しこう} 施行する。

^ふ 附 ^{そく} 則

^{ようこう} この要綱は、^{れいわ} 令和 2 年 ^{ねん} 10月 ^{がつ} 29日 ^{にち} から ^{しこう} 施行する。

4 外国籍県民かながわ会議（第12期）委員名簿

(氏名の五十音順)

氏名	在 住 ・ 在勤地
岩松 佐由美	厚木市
祁 静	大和市
金 愛蓮	相模原市
サプコタ ドルラズ	横浜市
肖 欣怡	横浜市
蒋 香梅	川崎市
鈴木 クリスチーナ	藤沢市
河 相宇	川崎市
ハリロバ ナタリア	鎌倉市
韓 昌熹	横浜市
兪 大達	横浜市
リディア ワンタ	横浜市
柳 晴実	横浜市
レ ダンコア	横浜市
ロボ ナシメント	横浜市

任期：2023（令和5）年1月～2024（令和6）年12月

出身国等

中国4人、韓国3人、朝鮮1人、ベトナム1人、インドネシア1人、
ネパール1人、ブラジル1人、カナダ1人、ロシア1人、ペルー1人

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい 12 き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第12期）最終報告

た ぶ ん か り か い きょうかん きず み ら い
多文化理解と共感で築く未来

けんみん す かながわ
～すべての県民が住みやすい神奈川～

れいわ ねん がつ
2024（令和6）年11月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんぶんか かんこうきょくこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県文化スポーツ観光局 国際課

ゆうびんばんごう
郵便番号 231-8588

しよ ざい ち かながわけんよこはましなかくにほんおおどおり
所 在 地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でん わ
電 話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

U R L <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html>